

○三重県立鈴鹿青少年センター条例（昭和60年3月29日三重県条例第5号）

## 三重県立鈴鹿青少年センター条例

昭和六十年三月二十九日  
三重県条例第五号

改正	平成 元年	三月二十九日	三重県条例第二〇号	平成 九年	三月二十五日	三重県条例第四一号
	平成一三年	三月二十七日	三重県条例第三四号	平成一四年	三月二十六日	三重県条例第三二号
	平成一七年	六月二十八日	三重県条例第六四号	平成一九年	三月二〇日	三重県条例第三号
	平成一九年	七月 四日	三重県条例第五二号	平成二〇年	三月二十六日	三重県条例第二一号
	平成二六年	三月二十七日	三重県条例第六五号	平成二七年	三月二十七日	三重県条例第一号

三重県立鈴鹿青少年センター条例をここに公布する。

## 三重県立鈴鹿青少年センター条例

## (設置)

第一条 青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、三重県立鈴鹿青少年センター（以下「青少年センター」という。）を鈴鹿市に設置する。

## (事業)

第二条 青少年センターにおいては、次の事業を行う。

- 一 青少年又は青少年育成関係団体の自主的な集団研修における施設及び設備等（以下「施設等」という。）の利用並びに指導に関すること。
- 二 青少年又は青少年育成関係者の研修に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

一部改正〔平成一七年条例六四号〕

## (指定管理者による管理)

第三条 青少年センターの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

- 2 議会の議員、知事、副知事並びに法第八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、主として青少年センターの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

全部改正〔平成一七年条例六四号〕、一部改正〔平成一九年条例三号・二七年一号〕

## (指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二条に規定する事業の実施に関する業務
- 二 青少年センターの施設等の利用の許可等に関する業務
- 三 第十七条第一項に規定する利用料金の収受等に関する業務
- 四 青少年センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- 五 前各号に掲げる業務のほか、教育委員会が青少年センターの管理上必要と認める業務

全部改正〔平成一七年条例六四号〕

## (指定管理者の指定の申請)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、教育委員会が別に定

めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 青少年センターの事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類  
追加〔平成一七年条例六四号〕

(指定管理者の指定)

第六条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
  - 二 事業計画の内容が、青少年センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
  - 三 事業計画の内容が、青少年センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
  - 四 事業計画の内容が、青少年センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
  - 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。
- 2 教育委員会は、前項の規定により審査した結果、青少年センターを最も効果的に管理することができるものと認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

追加〔平成一七年条例六四号〕

(選定委員会)

第六条の二 教育委員会は、前条第一項の審査を適正に行うため、教育委員会の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
- 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
  - 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
  - 三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項
- 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、青少年センターの管理に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成一九年条例五二号〕

(指定等の告示)

第七条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
  - 二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 2 知事は、第十七条第二項の規定により利用料金を承認したときは、その旨を告示するものとする。

追加〔平成一七年条例六四号〕、一部改正〔平成一九年条例五二号〕

(協定の締結)

第八条 教育委員会は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 青少年センターの管理に関する事項
- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
- 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- 四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

追加〔平成一七年条例六四号〕

(事業報告書の作成及び提出)

第九条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、

教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 青少年センターの管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 第十七条第一項に規定する利用料金の収入の実績
- 三 青少年センターの管理の業務に係る経費の収支状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、青少年センターの管理の業務の実態を把握するために必要な事項  
追加〔平成一七年条例六四号〕

(業務状況の聴取等)

第十条 教育委員会は、青少年センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

追加〔平成一七年条例六四号〕

(教育委員会による管理)

第十一条 教育委員会は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の規定により教育委員会が管理の業務を行うときは、知事は、別表に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。

3 第十八条から第二十条まで及び別表の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、第十八条から第二十条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

追加〔平成一七年条例六四号〕

(休業日)

第十二条 青少年センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、これを変更し、又は別に休業日を定めることができる。

- 一 毎月の第一月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）
- 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

追加〔平成一七年条例六四号〕

(利用の許可)

第十三条 青少年センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- 一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- 二 青少年センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第十六条第一項第四号において同じ。）の利益になると認められるとき。
- 四 青少年センターの管理上支障があると認められるとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、利用の目的が青少年センターの設置目的に反すると認められるとき。

3 指定管理者は、青少年センターの管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

追加〔平成一七年条例六四号〕

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第十四条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、青少年センターの施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

追加〔平成一七年条例六四号〕

（利用者等に対する指示）

第十五条 指定管理者は、青少年センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第十二条において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。

追加〔平成一七年条例六四号〕

（利用の制限等）

第十六条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

- 一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
  - 二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
  - 三 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
  - 四 暴力団の利益になると認められるとき。
  - 五 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
  - 六 公益上必要があると認められるとき。
  - 七 前各号に掲げる場合のほか、青少年センターの管理上特に必要があると認められるとき。
- 2 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用した青少年センターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成一七年条例六四号〕

（利用料金の収入）

第十七条 指定管理者は、青少年センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受するものとする。

2 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

追加〔平成一四年条例三二号〕、一部改正〔平成一七年条例六四号〕

（利用料金の納入）

第十八条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

追加〔平成一七年条例六四号〕

（利用料金の減免）

第十九条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成一七年条例六四号〕

（利用料金の返還）

第二十条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由により青少年センターの施設等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込みを取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

追加〔平成一七年条例六四号〕

（原状回復義務）

第二十一条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなった青少年センターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成一七年条例六四号〕

（損害賠償義務）

第二十二条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失により青少年センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を県に賠償しなければならない。

追加〔平成一七年条例六四号〕

(秘密保持義務)

第二十三条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であつた者は、青少年センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

追加〔平成一七年条例六四号〕

(規則への委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成一三年条例三四号・一七年六四号〕

附 則

- 1 この条例は、昭和六十年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年四月一日から施行する。
- 2 三重県立青年の家条例（昭和三十九年三重県条例第五十一号）は、廃止する。

附 則（平成元年三月二十九日三重県条例第二十号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年四月一日（中略）から施行する。

附 則（平成九年三月二十五日三重県条例第四十一号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日三重県条例第三十四号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日三重県条例第三十二号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、（中略）第二条のうち三重県立鈴鹿青少年センター条例中第四条を削り、第五条を第四条とし、同条の次に一条を加える改正規定（第五条第二項に係る部分に限る。）及び別表の改正規定（中略）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 公布の日からこの条例の施行の日の前日までの間における三重県営総合競技場、三重県立鈴鹿青少年センター及び三重県営鈴鹿スポーツガーデンの施設（設備を含む。）の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成十七年六月二十八日三重県条例第六十四号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に三重県立鈴鹿青少年センターの使用の許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に改正前の三重県立鈴鹿青少年センター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県立鈴鹿青少年センター条例（次項において「新条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 4 新条例第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成十九年三月二十日三重県条例第三号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。（後略）

(出納長等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正法附則第三条第一項の規定により在職する出納長の任期中に限り、第八条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定（中略）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成十九年七月四日三重県条例第五十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十六日三重県条例第二十一号）

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別表の一及び別表の二の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年三月二十七日三重県条例第六十五号）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において、三重県立鈴鹿青少年センター条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十七条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県立鈴鹿青少年センター条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

附 則（平成二十七年三月二十七日三重県条例第一号）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、第二条の規定による改正後の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

注 右の附則第二項により、改正前の条例中なおその効力を有する部分  
（指定管理者による管理）

第三条

- 2 議会の議員、知事、副知事並びに法第八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員は、主として青少年センターの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

別表（第十一条、第十七条関係）

一 青少年センターの宿泊室を利用する場合

区分		単位	金額（円）
県内に住所を有する者	小学生及び中学生並びにこれらに準ずる者	一人一日につき	五一〇
	高校生及びこれに準ずる者	一人一日につき	九二〇
	その他の者	一人一日につき	一、五四〇
県内に住所を有しない者	小学生及び中学生並びにこれらに準ずる者	一人一日につき	一、〇三〇
	高校生及びこれに準ずる者	一人一日につき	一、八五〇
	その他の者	一人一日につき	三、〇八〇

備考 一日とは、午後一時から翌日の午後一時までの間とする。

二 青少年センターの施設又は設備等を利用する場合

(一) 施設

区分	一時間当たりの金額 (円)
総合研修館	一、八五〇
大研修室	一、一一〇
オリエンテーション室	一、一一〇
研修室	七三〇
文化室	七三〇
創作室	七三〇

備考

- 一 施設の利用時間は、午前九時から午後十時までとする。
- 二 一時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり、一時間当たりの金額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。前号に定める利用時間を超えて、午前九時以前又は午後十時以降に利用する場合も同様とする。
- 三 宿泊室を利用する日（宿泊室の利用を開始する日の午後一時から宿泊室の利用を終了する日の午後一時までの間をいう。）の施設の利用料金は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。
- 四 総合研修館において冷暖房を利用する場合の金額は、別に定める。

(二) 設備等

区分	金額 (円)
設備及び器具一点又は一式につき	六、四八〇

備考 宿泊室を利用する日（宿泊室の利用を開始する日の午後一時から宿泊室の利用を終了する日の午後一時までの間をいう。）の設備等の利用料金は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。

全部改正〔平成一四年条例三二号〕、一部改正〔平成一七年条例六四号・一九年五二号・二〇年二一号・二六年六五号〕

## 平成28年度 主催事業報告一覧

- |  |  |
|--|--|
| 1 創作活動支援事業                                 | 通年実施                                   |
| 2 出前講座事業春のわくわくふれあい祭り                       | 平成28年4月23日(土)                          |
| 3 親子アウトドア体験                                | 平成28年5月28日(土)                          |
| 4 単級学級交流                                   | 平成28年7月5日(火)～6日(水)                     |
| 5 ボランティア講習会兼インターンシップ受入事業(レッツチャレンジ2016事前合宿) | 平成28年8月7日(日)・8日(月)                     |
| 6 レッツチャレンジ2016                             | 平成28年8月24日(水)～27日(土) 平成28年10月29日(土)    |
| 7 出前講座事業四日市秋のオープンデー                        | 平成28年9月4日(日)                           |
| 8 チャレンジ14受入事業                              | 平成28年9月13日(火)～16日(金)                   |
| 9 体験活動サポーター事業                              | 平成28年10月15日(土)                         |
| 10 けやきキャンプ                                 | 平成28年10月19日(水)～20日(木)                  |
| 11 わくわくファミリーキャンプ                           | 平成28年10月22日(土)～23日(日)                  |
| 12 子ども体験遊びリンピック                            | 平成28年10月30日(日)                         |
| 13 大人の学校Ⅰ:笑いヨガ                             | 平成28年11月4日(金)・11日(金)                   |
| 14 大人の学校Ⅰ:篆刻                               | 平成28年11月16日(水)・30日(水)                  |
| 15 大人の学校Ⅰ:そば打ち講座                           | 平成28年11月18日(金)・21日(月)                  |
| 16 キッズチャレンジスポーツ                            | 平成28年11月20日(日)・23日(水・祝)26日(土)・12月3日(土) |
| 17 ウィンターアドベンチャー                            | 平成28年12月10日(土)～11日(日)                  |
| 18 おもしろ自然科学教室                              | 平成29年1月14日(土)・28日(土)・2月11日(土)          |
| 19 大人の学校Ⅱ:そば打ち                             | 平成29年2月13日(月)・17日(金)                   |
| 20 大人の学校Ⅱ:篆刻                               | 平成29年2月15日(水)・22日(水)                   |
| 21 親子でチャレンジ・飾り巻き寿司                         | 平成29年2月18日(土)                          |
| 22 センターフェスタ                                | 平成29年2月26日(日)                          |
| 23 親子デイキャンプ                                | 平成29年3月4日(土)                           |
| 24 出前講座事業四日市冬のオープンデー                       | 平成29年2月19日(日)                          |
| 25 出前講座事業熊野少年自然の家オープンデー                    | 平成29年3月19日(日)                          |

## 平成28年度 共催事業報告一覧

- |   |                |
|---|----------------|
| 1 センターフェスタ【共催】三重県森林組合連合会グループ            | 平成29年2月26日(日)  |
| 2 子ども遊びリンピックinみえ【共催】四日市市少年自然の家・熊野少年自然の家 | 平成28年10月30日(日) |

## 1. 食事時間、食事提供内容及び調理

## (1) 食事時間

就業及び調理時間は下記の食事時間にあわせて編成・準備してください。

(食事時間)

朝食	6:30	～	8:30
昼食	11:30	～	13:30
夕食	17:00	～	19:30

## (2) 食事提供内容

状況に応じた適正な価格で利用者に食事を提供してください。なお、現在の提供価格等については以下のとおりですので、参考にしてください。

## 1) 提供価格 (税込)

- (ア) 食堂内 朝食 400 円、昼食 580 円、夕食 700 円 (標準メニュー)
- (イ) 野外炊飯 カレー、ハヤシライス、焼きそば 各 500 円
- (ウ) 野外バーベキュー 1,500 円から
- (エ) その他状況に応じた適正価格のメニュー

## 2) 食材等

- (ア) 通常の食材以外に「地産地消」として、旬に合わせて地域 (県内) 食材を取り入れること
- (イ) 利用者の申し出によるアレルギー食材の排除や障がい者用流動食等の希望に可能な限り応じること
- (ウ) スポーツ団体等への食事提供について、要請に基づき必要カロリーの摂取などが達成されるよう可能な限り応じること

# ～ホール風景～



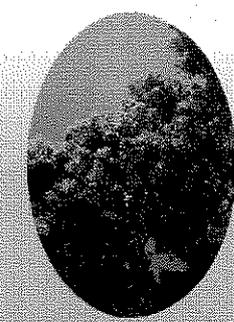
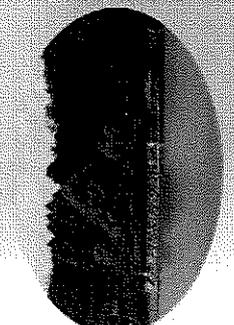
大勢でバイキング料理を囲む...  
楽しいひと時をお過ごしください。



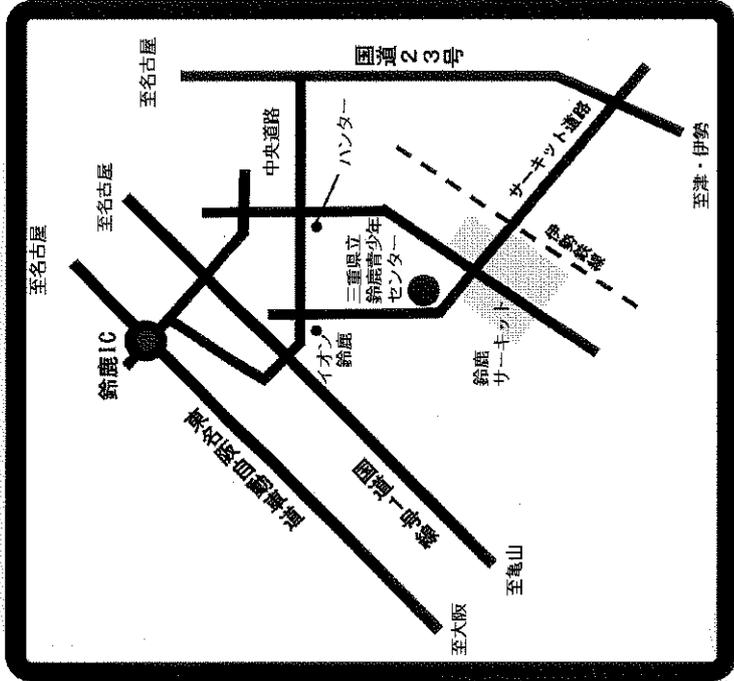
最大約170名のお客様が  
ご利用いただけるホールを  
ご用意しております。

# ～恵まれた自然～

レストラン『櫻(けやき)』は、森や遊歩道、池といった大自然に  
囲まれています。森に生息する野生動物たちの出合いも  
お楽しみいただけます。



# アクセスマップ



## 車をご利用の場合

東京・名古屋方面よりお越しのお客様  
東名阪自動車道「鈴鹿インターチェンジ」より、およそ30分。  
鈴鹿サーキット案内看板に沿ってお越し下さい。

大阪方面よりお越しのお客様  
名阪国道「亀山インターチェンジ」より、およそ30分。  
国道一号線を名古屋方面に向かい、鈴鹿サーキット案内看板に沿ってお越し下さい。  
公共交通機関をご利用の場合

近鉄名古屋線をご利用のお客様  
近鉄白子駅下車、「白子駅西口」より三重交通バス「鈴鹿サーキット」行き  
「青少年の森口」下車、徒歩およそ10分  
伊勢鉄道をご利用のお客様  
伊勢鉄道「鈴鹿サーキット福生駅」下車、徒歩およそ35分

# レストラン『櫻』(けやき)

〒513-0825 三重県鈴鹿市住吉町南谷口  
TEL 059-370-0586  
FAX 059-370-0601



# コースのご案内

## 野外炊飯活動用メニュー

ちよつとリッチなメニューを

食べ盛りの中高生に(体育系)

大きな森...池で戯れる鳥たち...  
ヒューと小鳥の鳴き声...  
澄んだ空気と青空のもと、お食事をお楽しみください。

### スタンダードコース

### ポリュームコース

### デラックスコース

- ・玉子料理・和え物
- ・野菜の炒め物
- ・野菜サラダ
- ・パン・ご飯
- ・味噌汁・漬物・ふりかけ
- ・ジュース

**¥400**

- ・玉子料理・生野菜サラダ
- ・野菜とウインナーのソテー
- ・マカロニサラダ
- ・パン・ご飯
- ・味噌汁・漬物・ふりかけ
- ・ジュース

**¥520**

- ・玉子料理・生野菜サラダ
- ・ベーコンと野菜のソテー
- ・魚の焼物・マカロニサラダ
- ・パン・ご飯
- ・味噌汁・漬物・ふりかけ
- ・ジュース

**¥670**

- ・カレーライス
- ・野菜サラダ
- ・煮物・炒め物
- ・揚げ物
- ・わんこ麺
- ・ご飯・漬物

**¥600**

- ・カレーライス
- ・野菜サラダ
- ・春巻き・豆腐料理
- ・炒め物・焼物
- ・わんこ麺
- ・ご飯・漬物

**¥720**

- ・味ご飯・生野菜サラダ
- ・魚のあんかけ・イカリングフライ
- ・野菜のオイスター炒め
- ・牛肉とじゃが芋の煮物
- ・肉団子カレー風味・わんこ麺
- ・ご飯・漬物

**¥980**

- ・魚のフライ(揚げ物)
- ・鶏の唐揚げ・野菜ソテー
- ・パスタ料理・ブチダラタン
- ・シューストポテト・野菜サラダ
- ・フルーツカクテル
- ・ご飯・吸物・漬物

**¥720**

- ・豚カツ・焼売
- ・肉団子と野菜煮イタリアン風
- ・焼そば・鶏の照焼
- ・マカロニグラタン
- ・野菜サラダ・ポテトフライ
- ・ご飯・吸物・漬物

**¥900**

- ・ローストポーク・手造りグラタン
- ・鶏と野菜のチリソース煮・魚の照焼
- ・カニ焼売・シーフードフライ
- ・シーフードと野菜の煮物・野菜サラダ
- ・ポテトフライ・日替パスタ料理
- ・ご飯・吸物・漬物・デザート

**¥1280**

MENU	価格
カレーライス	¥500
ハヤシライス	¥500
やきそば	¥500
ツナサラダ	¥200
コーンサラダ	¥180
ミックスサラダ	¥250
味噌汁	¥100
豚汁	¥200
プリン	¥150
ゼリー	¥150
フルーツポンチ	¥150
菓子パン	¥100~
ブリックジュース	¥100~
おにぎり	¥100~

上記メニューは全て食器セット付です。  
(食器のみのご利用は¥150となります。)

## 野外バーベキューメニュー

ヒマワリコース ¥1,500 より

上記のメニューは、セルフサービス方式での料理(10名様~向け)です。季節、仕入都合及び入所団体により変更する場合がございます。  
※上記メニューは一例ですので、内容についてはご相談ください。また、アレルギー・形骸食のメニューにつきましてもご相談ください。

・上記の価格は1人前です。(ご飯又はおにぎり1ヶ付)  
・食材についてはご相談ください。

## 寝具供給業務

三重県立鈴鹿青少年センターで使用する寝具等について、次のとおり供給してください。  
下記の表のと通りの寝具類を確保し、常時センターの定員分を配置してください。

### 1. 寝具組数

寝具類	組数
和室一式	140組
洋室一式	256組

### 2. 寝具類仕様明細 (1組)

品名	数	使用生地	寸法	
掛布団	1	180本ブロード更紗	140×195	化繊綿2kg入 高級木綿綿6kg入 カネカロン1.7kg以上 パイプ枕
敷布団	1	180本ブロード更紗	95×195	
毛布	1	アクリル100%	140×195	
枕	1	120本細布晒	30×45	
掛布団用 シーツ	1	120本細布晒	145×250	
敷布団用 シーツ	1	120本細布晒	145×250	
枕カバー	1	120本細布晒	40×65	

### 3. 寝具類運営必要資材 (1組)

品名	春	夏	秋	冬
掛布団	1		1	1
掛布団用シーツ	1	1	1	1
夏掛布団		1		
敷布団	1	1	1	1
敷布団用シーツ	1	1	1	1
毛布	1		1	2
枕	1	1	1	1
枕カバー	1	1	1	1

注：季節区分  
 春=4. 5. 6月  
 夏=7. 8. 9月  
 秋=10月  
 冬=11. 12月  
 1. 2. 3月

### 4. 寝具の洗濯補修等の基準

品名	回数	洗濯補修等の基準
掛・敷布団	年1回	洗濯補修、綿打ち直し、仕立直し
毛布	年1回	洗濯、起毛
枕	年1回	洗濯補修、仕立直し
包布、敷布、枕カバー	週1回程度	洗濯、アイロン仕立て、補修

## 三重県立鈴鹿青少年センターの利用について

## 利用できる人

5名以上が参加する研修計画をもつ団体。（ただし、家族の場合は2名以上から利用できます。）

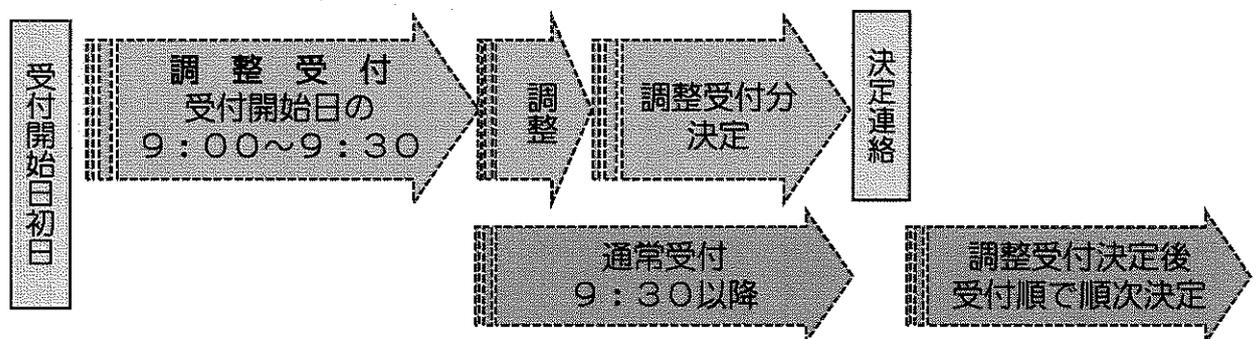
- 成人の指導者が引率する保育園児・幼稚園児・児童・生徒及びこれらに準じるもの
- 学生及びこれに準じるもの、青年
- 青少年育成関係者
- 家族
- その他、三重県立鈴鹿青少年センター所長が妥当であると認めるもの

## 休業日

- 9月～翌3月までの毎月原則第一月曜日（4～8月は休業日はありません）
- 年末年始（12月29日～翌1月3日まで）

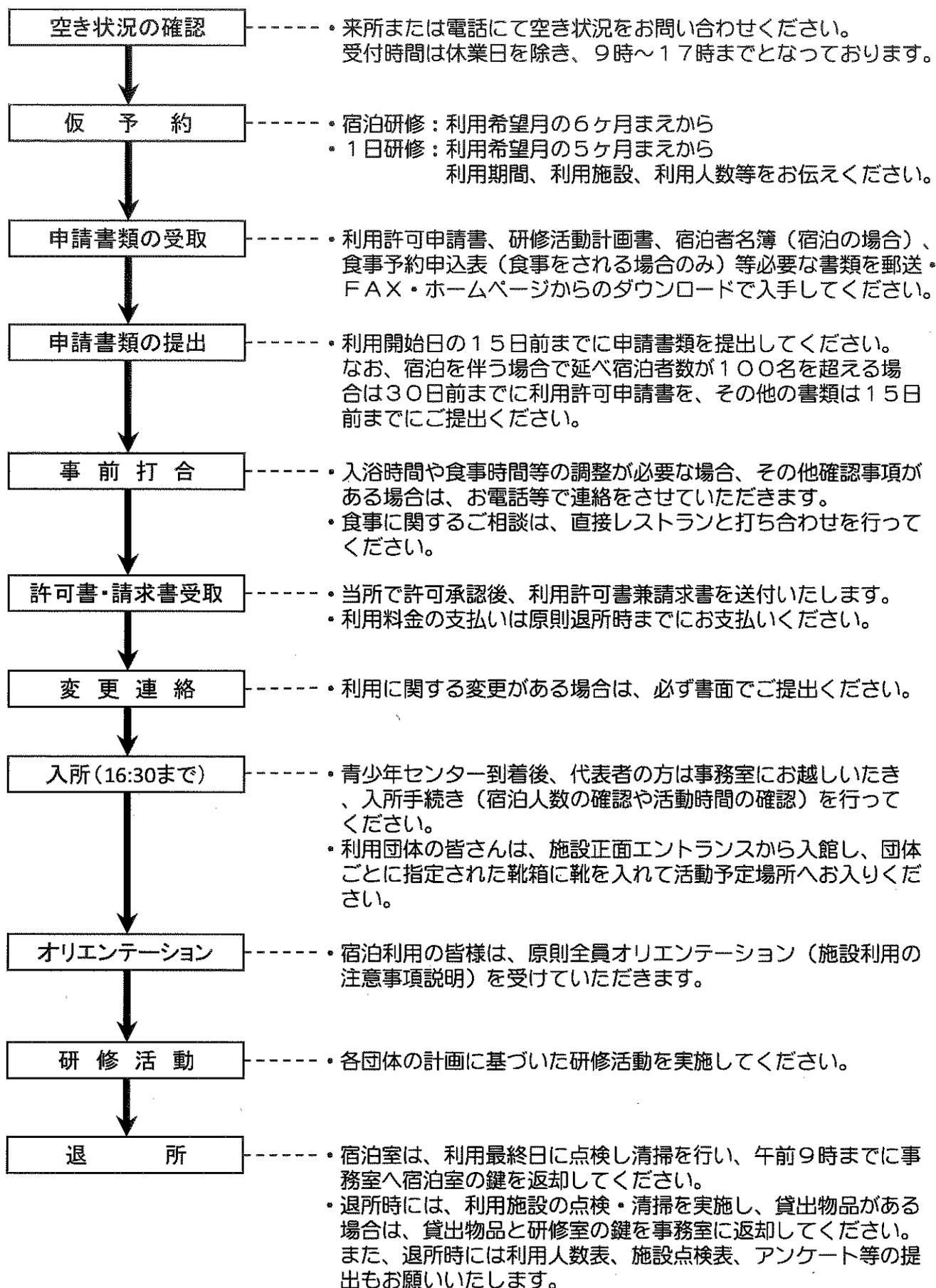
## 予約について

- 受付方法  
来所または電話にてお申込ください。
- 受付開始日  
宿泊研修：ご利用日の6ヶ月前が属する月の初日午前9時から受付  
ただし、ご利用日が7月の場合は1月4日午前9時からとなります。  
1日研修：ご利用日の5ヶ月前が属する月の初日午前9時から受付  
ただし、ご利用日が6月の場合は1月4日午前9時からとなります。  
※月の初日が休業日の場合は翌日から受付開始となりますのでご注意ください。
- 受付期間
  - ①調整受付・・・受付開始日の午前9時～9時30分  
時間内に受付した予約を当所で調整いたします。  
※上記の時間内であればお電話でも受け付け可能ですが、  
利用期間が夏休み（7・8月）及び冬休み（12月）の場合は  
利用希望が多数ありますのでできる限りご来所ください。  
※調整が困難な場合は、抽選とさせていただきます。
  - ②通常受付・・・①調整受付分決定後、随時先着順で受付を行います。



- 予約受付開始期間の適用除外  
下記の場合については、6ヶ月前の原則が除外されます。
  - ◆学校が宿泊学習等の学校行事で利用する場合  
（ただし、クラブ活動等で利用する場を除きます。）
  - ◆東海地区以上の規模で行われる大会等であって、会場選定が困難なもの

## 申 込 か ら 退 所 ま で





# ようこそ！ 鈴鹿青少年センターへ

利用者の皆様が快適に過ごしていただけるよう、記載項目について、ご協力をお願いいたします。

## ◆◇研修室◇◆

### ①室内での飲食・喫煙は禁止です。

- ★飲食は、談話コーナーをご利用ください。
- ★喫煙は指定場所をご利用ください。

### ②利用後の流れ

- ★机・いす・器具等を元に戻して清掃を行ってください。
- ★事前申込で他の研修室から机・いす等を移動した場合は、元の研修室へ戻してください。
- ★研修室退出時は、照明・エアコン等を消して、鍵をかけて事務所へ返却してください。

### ③冷暖房

- ★各研修室の壁に設置された「FANCONTROL」で使用可能です（総合研修館を除く）。ただし、時期により主電源を入れていないこともありますので、入所時にその旨お申し出下さい。

## ◆◇食事◇◆

### ①時間

- 朝食： 6：30～ 8：30
- 昼食： 11：30～13：30
- 夕食： 17：00～19：30

- ★団体ごとに割り当てられた時間に食事をしていただきます。なお、150名を超える場合は2交代やラウンジでの2会場での食事となる場合があります。
- ★食事終了時間にはレストランから退出できるようご協力をお願いします。

### ②注意事項

- ★食事前には手洗いをお願いします。
- ★食事はセルフサービス方式です。（※団体人数が少ない場合や、団体から希望があった場合は配膳形式になる場合もあります）レストランスタッフがトレイとご飯を渡しますので、一度指定のテーブルにおいてその後各自でおかずを取ってください。なお、団体ごとにおかずの量に限りがありますのでバランスよく取ってください。
- ★食堂内は原則一方通行です。入場者がいる場合は、入口からの退出はご遠慮ください。
- ★食事が終了したら食器を返却口に返却し退出してください。

# ◆◇入浴◆◇

## ①入浴割当時間・17:00~22:00の間で各団体に割り振ります。

★各団体に割り当てられた時間内で入浴してください。なお、利用団体が多い場合、他団体と同浴になることもありますのでご注意ください。

★事前に申請をしていただくことで、引率指導者の方は22:00~23:15まで入浴が可能です。(ただし、同宿団体全ての引率者が入浴します)なお、23:15には浴場を施錠しますのでご注意ください。

## ②注意事項

★浴場は2ヶ所あり、当日宿泊される男女比で割り振りが決まりますので、入口の表示をご確認ください。

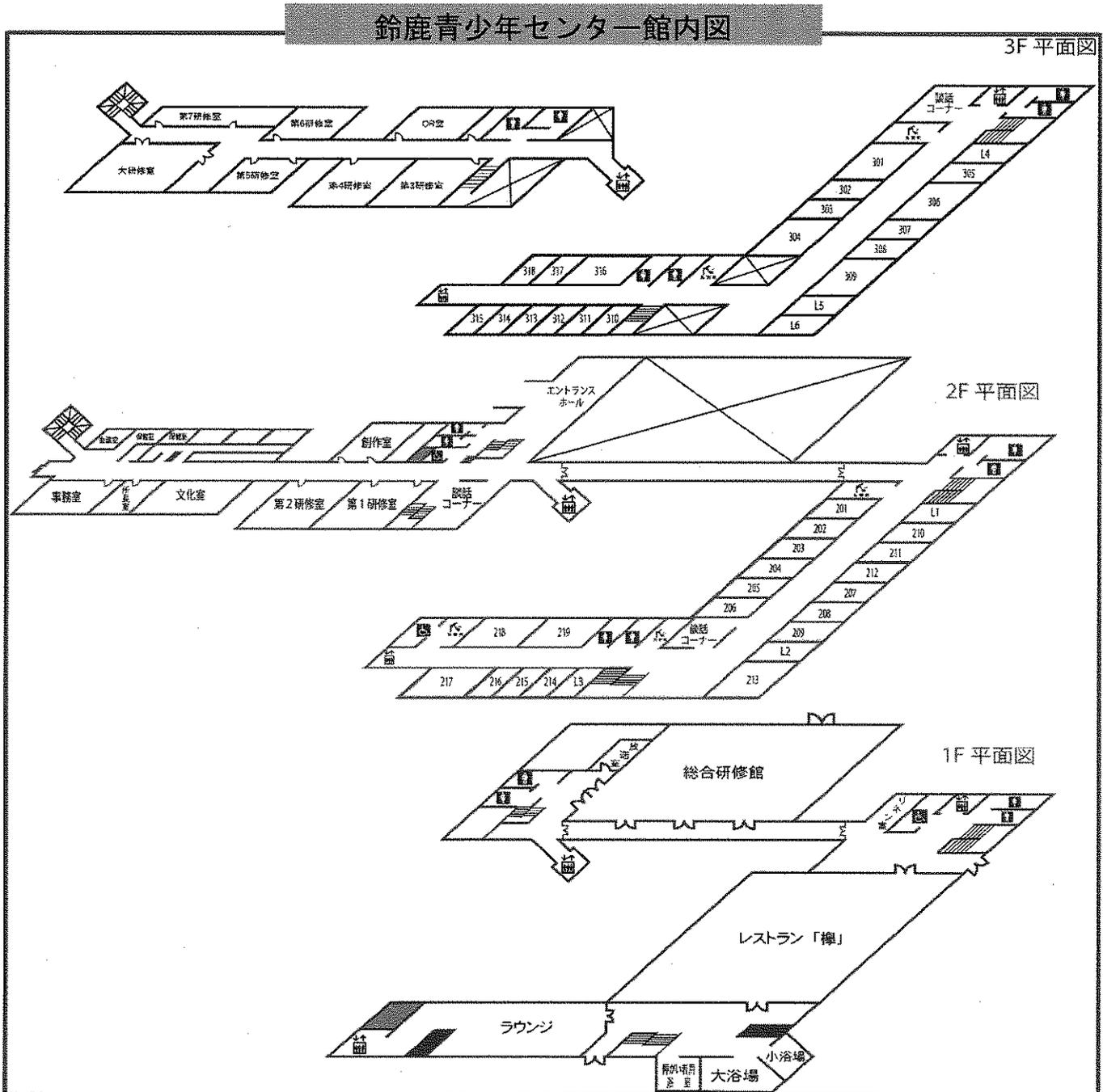
★**シャンプー・石けん、歯ブラシ、パジャマ、タオル、ドライヤー等は各自でご準備ください。**

★お湯のむだづかいをしないようご協力をお願いいたします。

★洗い桶、腰かけは使用した後、山型に積んで整頓してください。

★入浴後、脱衣室の床がぬれていた場合は拭いてください。

★脱衣室及び宿泊室内でドライヤーは使用できません。ドライヤーは、宿泊棟洗面所をご利用ください。



## ◆◇宿泊室◆◇

### ①起床（点灯）・就寝（消灯）時間

★起床時刻は、午前6時、消灯時刻は、午後10時30分です。

★消灯時刻には部屋に戻り、静かに過ごしてください。消灯後及び起床前は他の宿泊者の迷惑になる行為は行わないで下さい。

★消灯後は、警備員兼宿直員が外部出入り口の施錠、センター進入路の車止めを行います。

### ②冷暖房

★午後5時～翌朝8時30分まで利用可能です。（左記の時間以外に利用を希望する場合は事務所にご連絡ください。）

★操作は各部屋のリモコンで行ってください。

### ③施錠後の連絡

★施錠後は内線電話（各リーダー室・談話コーナー）から

207→事務所（24時まで） 208→防災室（24時以降） 外線電話：059-378-9811

へご連絡ください。

### ④飲食について

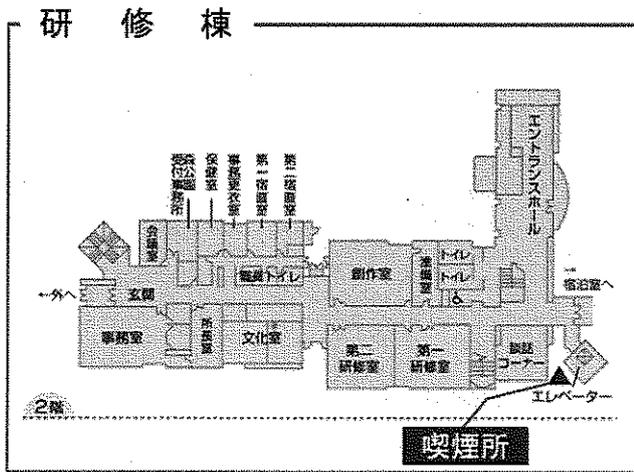
★宿泊室内での飲食・喫煙は禁止です。（水分補給は可能ですが、アルコール類は厳禁です）

★飲食は各階の談話コーナーをご利用ください。

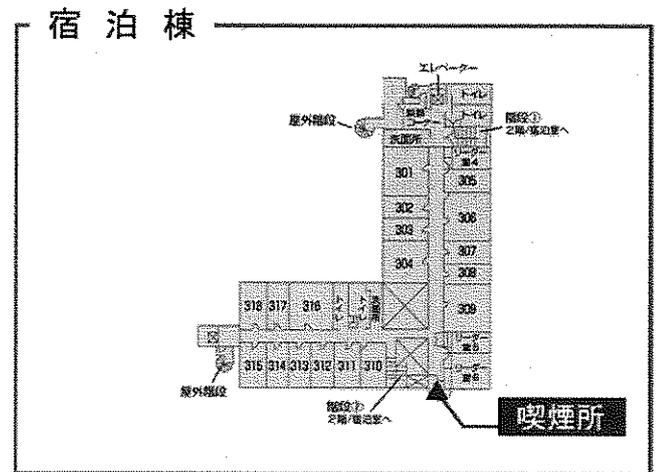
★喫煙は、指定場所で行ってください。

（研修棟：2F 談話コーナー外・宿泊棟：3F 南ベランダ）

研修棟 2F 談話コーナー



宿泊棟 3F 南ベランダ



### ⑤シーツの利用について

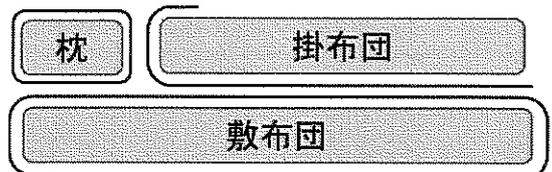
★リネン室（食堂入口付近）の団体名を記載してある棚から部屋に運んで使用してください。

★1人3枚（枕カバー1枚・シーツ2枚〔上下〕）です。

★連泊の場合は申請がない限り、同一のシーツを使用させていただきます。交換が必要な場合はその旨事務所にお申してください。

★枕カバーに枕を入れてください。

★敷布団にシーツをかけて、そのうえにシーツをおいて掛布団を敷いて、シーツとシーツの間で寝てください。

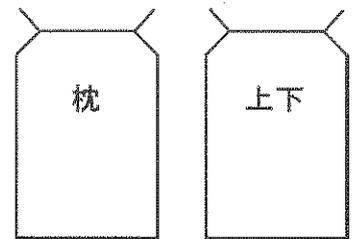


## ⑥シーツの返却

★シーツと枕カバーに分けて、指定の袋に入れてリネン室の台車に返却してください。

枕カバーは1袋約70枚、シーツは1袋約16枚まで入ります。

なお、運搬の関係上、指定枚数以上に入れしないで下さい。



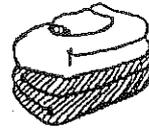
## ⑦寝具のたたみ方と保管場所

下の図のように折りたたんでください。

掛布団は、模様（表）が内側になる

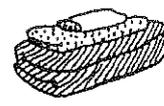
ようにたたんでください。

なお、毛布は時期によってない場合があります。



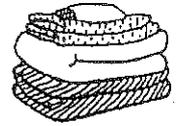
春・秋

4・5・6・10月



夏

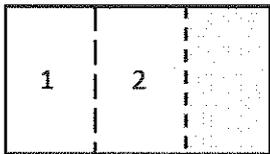
7・8・9月



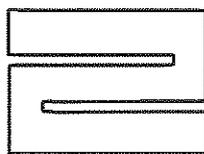
冬

11・12・1・2・3月

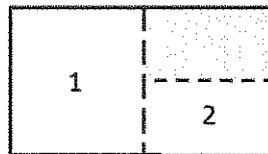
敷布団



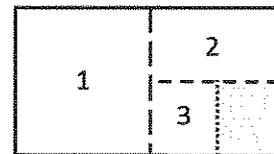
敷布団(横)



掛布団



毛布



★洋室の場合は、たたんだ布団は、ベッドの端に置いてください。

★和室（リーダー室を含む）の場合は、各部屋の押入れに入れてください。

## ⑧外出時及び退室時

★食事や所外での活動のため施設外へ出る場合は、宿泊室の鍵は事務所に返却してください。

★退所日には宿泊室を清掃してください。清掃時にでたごみは、各階の手洗いにあるゴミ箱に捨ててください。なお、各団体の活動で出たごみは持ち帰るか有料で処分可能です。

★退所時は、宿泊室の扉はカギをかけず開けた状態にして、鍵を事務所に返却してください。

## ⑨その他注意事項とお願い

★食事や所外での活動のため施設外へ出る場合は、宿泊室の鍵は事務所に返却してください。

## ◆◆お支払い◆◆

★利用料金のお支払いは、利用終了までに行ってください。なお、利用終了までにお支払いができない場合は事務所までお申し出下さい。

## ◆◆その他◆◆

★利用前に避難経路図（各フロア案内図及び宿泊室ドアに貼付）で非常口をご確認ください。

★下駄箱は割り当てられた番号を使用してください。

★ごみはお持ち帰りください。

★施設・備品等を使用中に故意又は過失によって破損させた場合、修理費をお支払いいただくことがありますので取扱にはご注意ください。

★活動中に体調を崩した場合は保健室をご利用いただけます。必要時には事務所までお申し出下さい。

なお、保健室の利用は施設の関係で22時までとなりますので、22時以降の利用については事務所へご相談ください。

地域別施設利用状況(実数)

	北勢	中勢	松阪・多気	南勢志摩	伊賀地域	紀北	紀南	広域	県外	合計
平成26年度	22,761	2,424	1,642	541	63	522	278	5,027	8,833	42,091
平成27年度	19,803	2,492	1,583	405	124	547	238	8,007	9,519	42,718
平成28年度	18,842	2,528	1,549	690	47	571	299	8,027	9,083	41,636

※「広域」は、利用者の住所が複数の地域にまたがる場合を言う。

属性別施設利用者数(実数)

	高校生以下	少年団体	青年団体	学校クラブ	その他	合計
平成26年度	12,522	5,564	231	5,022	18,752	42,091
平成27年度	12,885	6,883	521	5,679	16,750	42,718
平成28年度	12,944	6,337	503	5,606	16,246	41,636

※「高校生以下」には保育園、幼稚園を含む。大学のクラブ・サークルは「青年団体」に含まれる。  
「学校クラブ」は高校以下のクラブを対象とする。企業、親子等は「その他」に含まれる。

平成26年度修繕実績

No	修繕名称
1	レストランガス感知器交換
2	野放炊飯倉庫改修(照明及び換気扇設置)
3	厨房機器修理
4	第2研修室フラインド修理
5	シャワー用ガス給湯器調整
6	第4研修室蛍光灯安定器交換
7	第5研修室壁補修
8	小浴場浴槽用蛇口水漏れ修理
9	創作準備室ドア加工
10	スラサー一戸窓交換
11	宿泊棟2-3F廊下手すり及び宿泊室内壁修理
12	ガス漏れ感知器受信部修理
13	談話コーナー椅子修理
14	冷温水発生器水漏れ(総合研修館系配管)
15	職員用男子トイレ手洗い修理
16	大浴場床補修及び換気口設置
17	冷温水発生器冷暖切替弁交換
18	201号室エアコンドレンつまり修理
19	灌入路カーブミラー設置・野外炊飯倉庫外壁改修
20	210号室量交換
21	換気乾燥機前面扉レバー交換
22	消防設備点検結果に伴う修理(消火器交換)
23	消防設備点検結果に伴う修理(通気管カバー交換)
24	消防設備点検結果に伴う修理(避難指示表示板)
25	消防設備点検結果に伴う修理(誘導灯1台)交換及びテスト
26	レストラン係冷庫照明器具修理
27	第1研修室フラインド修理
28	手洗いで上部換気扇修理
29	誘導灯及び通信線交換
30	ケーンインターネット回線改修
31	ラウンジ食器保管庫設置
32	厨房食器洗浄機及び流し台配水管修理
33	総合研修館真倉庫シャッター修理
34	天井水銀灯交換(45灯)
35	真空式温水ヒータータンパーコントロール交換
36	真空式温水ヒーター燃焼室内修理
37	ガス給湯器(No.1)基礎交換
38	第3研修室空調機修理
39	ラウンジカウター内食器保管庫改修
40	大浴場床面改修
41	電話機修理
42	予ザインカッターマシン修理
43	宿泊棟2F南トイレ改修
44	電話設備修理
45	排煙器修理
46	浴場入り口扉修理
47	宿泊棟排煙器修理
48	消防設備点検による修繕
49	温水ヒーター大浴場コントロールモーター修理
50	温水ヒーター圧力計配管修理
51	食器洗浄機上部コンベア修理
52	大研修室上部コンベア修理
53	208号室ベット修理
54	総合研修館1F廊下修理
55	宿泊棟トイレ改修
56	フラインド修理(3箇所)
合計	9,429,102円

平成27年度修繕実績

No	修繕名称
1	浄化槽セレクトシステムスイッチ交換
2	ガス漏れ感知器中継器修理
3	総合研修館雨漏り修理
4	研修棟一連り廊下扉ガラス交換
5	研修棟一連り廊下扉ガラス交換
6	火災感知器交換
7	レストラン食器洗浄機配管漏れ修理
8	レストラン入口前不要配管如理
9	職員用男子トイレ大便器ウォシュレット交換
10	大浴場運動三方弁更新
11	包丁給湯機マグネットキャッチ修理
12	大浴場床面補修(入口右側)
13	第3研修室ファンコイル修理
14	研修棟空調循環ポンプ調整
15	第1-2研修室スライディングウォール修理
16	冷温水発生器循環ポンプ(冷却塔搬送用)オーバーホール
17	総合研修館雨漏り修理
18	製水機修理(機器入替)
19	中央監視機成室オイルサービスタンク内照明器具交換
20	ライオンカメラ修理
21	冷却塔ポンプベルト交換
22	プレハブ冷蔵庫冷凍機修理
23	大浴場床張替え
24	研修棟3F女子トイレ換気扇交換
25	プレハブ冷蔵庫冷凍機配管修理
26	小浴場サーモスタット混合栓整備
27	総合研修館雨漏り(入口)
28	総合研修館雨漏り(南西)
29	小浴場サーモスタット混合栓交換(1箇所)及び接続部交換(3箇所)
30	エンジェルカメラ補修及びエンジェルカメラ上清掃
31	レーザープリンタ修理
32	電話交換機修理
33	3Fペラング改修
34	大浴場シャワー用ガス給湯器交換
35	真空式温水ヒーター修理
36	真空式温水ヒーター修理
37	宿直室換気扇外機カバー撤去
38	冷温水発生器煙道改造
39	オイルサービスタンク改修
40	トイレ手洗い配管補修
41	スチームコンベクションファン機器修理
42	国旗掲揚ポール移設
43	レストランガラスフィルム更新
44	給湯系統調査
45	エンジェルカメラ設置
46	宿泊棟2F入口ドアフラインド交換
47	真空式温水ヒーター部品交換
48	消防設備点検不具合修理
49	冷温水発生器制御盤バッテリー交換
50	リリーター室エアコン更新
51	通用口物置設置工事
52	2F談話コーナー空調機撤去
53	オイルサービスタンクレベル計交換
54	第3研修室ファンコイルユニット修理
55	過渡装置ポンプグランドバッキング交換
56	量替え
57	冷温水発生器用グランドバッキング交換
58	電話交換機修理
59	消防設備点検結果不具合修理(誘導灯ランプ交換)
60	宿泊棟3F排煙カーテン制御盤更新
61	研修棟2F及び3Fトイレ改修
合計額	11,334,027円

平成28年度修繕実績

No	修繕名称
1	洗濯機更新
2	冷却塔配管補修
3	食器洗浄機水漏れ修理
4	総合研修館雨漏り補修
5	電話交換機修理
6	宿泊棟がベランダ物干し用具設置
7	冷温水発生器パナソニックセル交換
8	冷温水発生器パナソニックセル交換
9	リリーター室換気扇交換
10	繊維室吸気ファンモーター用Vベルト交換
11	大浴場用三方弁更新
12	総合研修館煙火災感知器交換
13	廃止済み循環配管切断
14	宿泊棟3F喫煙室ドア修理
15	消防設備点検不具合による修繕
16	研修棟算術所壁紙交換
17	火災感知器交換
18	総合研修館前男子トイレ手洗いランプ交換
19	書庫前煙道根防水
20	自給車庫ラッチ及び炊飯倉庫持ち手修理
21	研修棟2Fトイレ排水つまり修理
22	火災感知器予備電源及び誘導灯ランプ交換(20箇所)
23	洗濯機置き場水洗増設
24	冷蔵機更新
25	スチームコンベクション修理
26	冷蔵機更新加工費(ドレンハン改良)
27	冷温水発生器冷却塔ファン発停サーモ交換
28	廊下タンクフロートレベルセンサー交換
29	屋外電気ハンホール基礎着清掃
30	総合研修館前トレンチ熱感知器交換
31	大研修室ドアヒンジ修理
32	トイレ改修
33	宿泊棟1Fトイレ改修
34	廊がい者トイレ改修
35	洗濯機置場照明スイッチ移設
36	洗濯機及び乾燥機更新※固有部品
37	ガスボンベ車修理(調整およびガスメーター交換)
38	ガス給湯器給水圧ポンプ制御盤冷却ファン修理
39	エンジェルカメラ設置加工
40	乾燥機用変圧トランス交換
41	バスコン修理
42	消防設備修理(誘導灯ランプ交換)
43	消防設備修理(誘導灯バッテリー交換)
44	消火器スタンド修理
45	エンジェルカメラ室内板設置工事
46	宿泊室更新
47	宿泊棟エアコン更新(6台)
合計額	10,684,854円

## 三重県立鈴鹿青少年センター備品一覧表

平成29年4月1日現在

## 物品一覧 (管理備品)

内訳番号	大分類	大分類名称	中分類	中分類名称	管理(品目)番号	品名
1	01	備品	02	文房具、文具機器、通信・電子機器類	050000032451	液晶ディスプレイ IO DATA
2	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	000000184812	作業用卓
3	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	000000184813	作業用卓
4	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	000000184814	作業用卓
5	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	000000184815	作業用卓
6	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	000000184816	作業用卓
7	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	000000184817	作業用卓
8	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	000000184811	作業用卓
9	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	000000184818	作業用卓
10	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	000000184819	作業用卓
11	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	000000184820	作業用卓
12	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	000000184821	応接セット
13	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	000000184822	金庫
14	01	備品	02	文房具、文具機器、通信・電子機器類	000000184823	鋼鉄製整理箱
15	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	000000184827	薬品棚
16	01	備品	02	文房具、文具機器、通信・電子機器類	000000184828	キーボックス
17	01	備品	02	文房具、文具機器、通信・電子機器類	000000184829	キーボックス
18	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	000000184833	カウンター
19	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	000000184834	カウンター
20	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	000000184843	差込式雑誌架
21	01	備品	02	文房具、文具機器、通信・電子機器類	000000184845	裁断機
22	01	備品	02	文房具、文具機器、通信・電子機器類	000000184846	せん孔器
23	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000184855	テレビ
24	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000184877	マイクロフォン (ハンド型)
25	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000184878	マイクロフォン (ハンド型)
26	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000184879	マイクロフォン (ハンド型)
27	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000184880	マイクロフォン (ハンド型)
28	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000184887	拡声器
29	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000184893	ビデオデッキ
30	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000184900	映写機 (スライド)
31	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000184910	スライドフィルム映写機
32	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000184911	スクリーン
33	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	000000184919	パンフレットスタンド
34	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	000000184920	パンフレットスタンド
35	01	備品	06	製作用具、産業機械類	000000184921	木工具セット
36	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184965	茶道用具
37	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184967	アコーデオン
38	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184974	エレクターン
39	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184976	ピアノ
40	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184977	ピアノ
41	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	000000185000	電気掃除機
42	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185064	貯湯式湯沸器
43	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185067	ドリンクディスペンサーカート
44	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185068	ドリンクディスペンサーカート
45	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185073	スチームコンベクションオーブン
46	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	150000001068	製氷機
47	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185086	包丁殺菌庫
48	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185089	冷凍庫
49	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185090	ガス回転釜
50	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185093	流し台
51	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185095	流し台
52	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185096	流し台
53	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185097	流し台
54	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185099	流し台
55	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185100	フライヤー
56	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185101	置台
57	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185103	調理台
58	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185104	調理台
59	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185106	食器洗浄機
60	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185112	配膳台
61	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185113	配膳台
62	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185114	配膳台
63	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185115	配膳台
64	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185116	配膳台
65	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185117	配膳台
66	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185118	配膳台
67	01	備品	10	衛生、医療器具、器具類	000000185119	配膳台
68	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	000000184835	演台
69	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000184875	マイクロフォン (ハンド型)
70	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000184876	マイクロフォン (タイピン型)

三重県立鈴鹿青少年センター備品一覧表

平成29年4月1日現在

物品一覧 (管理備品)

内訳番号	大分類	大分類名称	中分類	中分類名称	管理(品目)番号	品名
71	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000184888	照明器具フットライト
72	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000184889	照明器具フットライト
73	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000184890	照明器具フットライト
74	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184955	バレーボール・テニス兼用支柱
75	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184956	バレーボール支柱
76	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184957	卓球台
77	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184958	卓球台
78	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184959	卓球台
79	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184960	卓球台
80	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184961	卓球台
81	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184962	卓球台
82	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184963	卓球台
83	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184966	テニスネット
84	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184968	ゲートボール用具
85	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184969	ゲートボール用具
86	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184970	綱引きロープ
87	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184972	綱引きロープ巻取り器
88	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	000000185125	パンラック
89	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	000000185126	パンラック
90	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	000000185130	脇台
91	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	000000185136	食器消毒保管機
92	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	000000185138	ライスタンク
93	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	000000185143	野菜切機
94	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184973	防球ネット
95	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184975	ピアノ
96	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184992	ターゲットバードゴルフ
97	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184993	ターゲットバードゴルフ
98	01	備品	09	体育、厚生、楽器類	000000184994	ターゲットバードゴルフ
99	01	備品	11	車両運搬具船舶類	000000185022	荷車(リヤカー)
100	01	備品	12	美術工芸	000000185031	ブロンズ像
101	01	備品	15	その他(備品)	000000185037	鉄製かがり火台
102	01	備品	15	その他(備品)	000000185038	鉄製かがり火台
103	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	000000185087	包丁まな板殺菌庫
104	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	00000004582	双眼顕微鏡
105	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	00000004584	双眼顕微鏡
106	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	01000003800	スポッティングスコープ
107	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	01000003801	スポッティングスコープ
108	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	01000003802	スポッティングスコープ
109	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	01000003803	スポッティングスコープ
110	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	01000003804	スポッティングスコープ
111	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	01000003805	スポッティングスコープ
112	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	01000003806	スポッティングスコープ
113	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	01000003807	スポッティングスコープ
114	01	備品	13	教材類	01000003808	簡易水質検査器
115	01	備品	13	教材類	01000003809	大気成分検知機
116	01	備品	15	その他(備品)	02000001123	芝刈り機
117	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	02000001136	ラミネーター
118	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	02000001137	ビデオデッキ
119	01	備品	05	測定測量、標示、鑑定、分析試験、標本類	02000013390	ホワイトボード
120	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023509	角テーブル(4人掛け)
121	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023510	角テーブル(4人掛け)
122	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023511	角テーブル(4人掛け)
123	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023512	角テーブル(4人掛け)
124	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023513	角テーブル(5人掛け)
125	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023514	角テーブル(5人掛け)
126	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023515	角テーブル(5人掛け)
127	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023516	角テーブル(5人掛け)
128	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023517	角テーブル(5人掛け)
129	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023518	会議用スタッキングチェア
130	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023519	会議用スタッキングチェア
131	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023520	会議用スタッキングチェア
132	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023521	会議用スタッキングチェア
133	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023522	会議用スタッキングチェア
134	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023523	会議用スタッキングチェア
135	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023524	会議用スタッキングチェア
136	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023525	会議用スタッキングチェア
137	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023526	会議用スタッキングチェア
138	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023527	会議用スタッキングチェア
139	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023528	会議用スタッキングチェア
140	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023529	会議用スタッキングチェア

三重県立鈴鹿青少年センター備品一覧表

平成29年4月1日現在

物品一覧 (管理備品)

内訳番号	大分類	大分類名称	中分類	中分類名称	管理(品目)番号	品名
141	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023530	会議用スタッキングチェアー
142	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023531	会議用スタッキングチェアー
143	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023532	会議用スタッキングチェアー
144	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023533	会議用スタッキングチェアー
145	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023534	会議用スタッキングチェアー
146	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023535	会議用スタッキングチェアー
147	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023536	会議用スタッキングチェアー
148	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023537	会議用スタッキングチェアー
149	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023538	会議用スタッキングチェアー
150	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023539	会議用スタッキングチェアー
151	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023540	会議用スタッキングチェアー
152	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023541	会議用スタッキングチェアー
153	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023542	会議用スタッキングチェアー
154	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023543	会議用スタッキングチェアー
155	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023544	会議用スタッキングチェアー
156	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023545	会議用スタッキングチェアー
157	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023546	会議用スタッキングチェアー
158	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023547	会議用スタッキングチェアー
159	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023548	会議用スタッキングチェアー
160	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023549	会議用スタッキングチェアー
161	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023550	会議用スタッキングチェアー
162	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023551	会議用スタッキングチェアー
163	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023552	会議用スタッキングチェアー
164	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023553	会議用スタッキングチェアー
165	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023554	会議用スタッキングチェアー
166	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023555	会議用スタッキングチェアー
167	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023556	会議用スタッキングチェアー
168	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023557	会議用スタッキングチェアー
169	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023558	会議用スタッキングチェアー
170	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023559	会議用スタッキングチェアー
171	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023560	会議用スタッキングチェアー
172	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023561	会議用スタッキングチェアー
173	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023562	会議用スタッキングチェアー
174	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023563	会議用スタッキングチェアー
175	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023564	会議用スタッキングチェアー
176	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023565	会議用スタッキングチェアー
177	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023566	会議用スタッキングチェアー
178	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000023567	会議用スタッキングチェアー
179	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	020000033876	フライヤー
180	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000033877	コールドテーブル冷蔵庫
181	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000033878	コールドテーブル冷凍庫
182	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000033901	冷凍庫
183	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	020000033902	冷凍庫
184	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	020000026483	ワイヤレスアンプシステム
185	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	020000026485	ワイヤレスマイクロフォン
186	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	020000026486	ワイヤレスマイクロフォン
187	01	備品	06	製作用具、産業機械類	020000026475	卓上型糸のこ機械
188	01	備品	06	製作用具、産業機械類	020000026476	卓上型糸のこ機械
189	01	備品	06	製作用具、産業機械類	020000026477	卓上型木工旋盤
190	01	備品	06	製作用具、産業機械類	020000026478	卓上型木工旋盤
191	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	040000002202	衣類乾燥機
192	01	備品	12	美術工芸	040000014160	像 (夏の朝) 近藤 英子作 第17回日展(1987)作品
193	01	備品	12	美術工芸	040000014161	書 (しゅう鱗) 廣 安郎書
194	01	備品	06	製作用具、産業機械類	000000185012	電気炉(七宝焼)
195	01	備品	06	製作用具、産業機械類	000000185013	電気炉(七宝焼)
196	01	備品	06	製作用具、産業機械類	000000185014	電気炉(七宝焼)
197	01	備品	06	製作用具、産業機械類	000000185015	電気炉(七宝焼)
198	01	備品	06	製作用具、産業機械類	000000185016	グラインダー
199	01	備品	06	製作用具、産業機械類	000000185019	ミニボール盤
200	01	備品	06	製作用具、産業機械類	000000185020	糸のこぎり盤
201	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	000000184830	ギター戸棚
202	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	000000185010	水屋
203	01	備品	06	製作用具、産業機械類	000000185011	発電機
204	01	備品	12	美術工芸	000000185025	日本画
205	01	備品	12	美術工芸	000000185027	洋画
206	01	備品	12	美術工芸	000000185028	洋画
207	01	備品	12	美術工芸	000000185033	工芸品(タペストリー)
208	01	備品	15	その他(備品)	000000185036	鉄製かがり火台
209	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	000000185057	ラックシェルフ
210	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	000000185058	ステンレスエレクトアーシェルフ

三重県立鈴鹿青少年センター備品一覧表

平成29年4月1日現在

物品一覧 (管理備品)

内訳番号	大分類	大分類名称	中分類	中分類名称	管理(品目)番号	品名
211	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	000000185059	ステンレスエレクターシェルフ
212	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	000000185060	ステンレスエレクターシェルフ
213	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000185078	天体望遠鏡
214	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000185079	天体望遠鏡
215	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000185080	天体望遠鏡
216	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000185081	天体望遠鏡
217	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000185082	天体望遠鏡
218	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000185083	天体望遠鏡
219	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000185084	天体望遠鏡
220	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000185085	天体望遠鏡
221	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000185128	天体望遠鏡
222	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	090000013413	ガステーブル
223	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	090000013418	ドリンクディスペンサー
224	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	090000013419	ドリンクディスペンサー
225	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	090000013420	ドリンクディスペンサー
226	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	090000013421	ドリンクディスペンサー
227	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	090000013422	ドリンクディスペンサーカート
228	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	090000013423	ドリンクディスペンサーカート
229	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	160000000488	洗濯機
230	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	090000014112	洗濯機
231	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	090000014113	衣類乾燥機(簡易ユニット台)
232	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	090000014114	衣類乾燥機(簡易ユニット台)
233	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000185075	双眼鏡
234	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000185076	双眼鏡
235	01	備品	04	音響、照明、写真、光学用具類	000000185077	双眼鏡
236	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	090000010330	検食用冷凍庫
237	01	備品	11	車両運搬具船舶類	090000015586	ハイブリッド車
238	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	090000016827	デジタルテレビ(32型)
239	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	090000016828	デジタルテレビ(32型)
240	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	090000016829	デジタルテレビ(32型)
241	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	090000016830	デジタルテレビ(32型)
242	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	090000016831	デジタルテレビ(32型)
243	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	090000016832	デジタルテレビ(32型)
244	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	090000016833	デジタルテレビ(52型)
245	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	090000016834	テレビ台
246	01	備品	12	美術工芸	000000185032	工芸品(伊勢型紙)
247	01	備品	02	文房具、文具機器、通信・電子機器類	100000006337	デジタル印刷機
248	01	備品	11	車両運搬具船舶類	100000007617	車椅子 背固定タイプ(自走)
249	01	備品	11	車両運搬具船舶類	100000007618	車椅子 背固定タイプ(自走)
250	01	備品	11	車両運搬具船舶類	100000007619	車椅子 背固定タイプ(自走)
251	01	備品	02	文房具、文具機器、通信・電子機器類	120000008096	プロジェクター
252	01	備品	02	文房具、文具機器、通信・電子機器類	120000008097	プロジェクター
253	01	備品	02	文房具、文具機器、通信・電子機器類	120000008526	ファクス
254	01	備品	10	衛生、医療器具、厨具類	120000009107	AED(自動体外式除細動器)
255	01	備品	11	車両運搬具船舶類	000000151382	軽4輪貨物自動車
256	01	備品	01	家具、インテリア、電化製品類	160000000489	洗濯機
257	01	備品	02	文房具、文具機器、通信・電子機器類	020000022687	液晶プロジェクター
258	01	備品	02	文房具、文具機器、通信・電子機器類	020000022688	資料提示装置